

独立行政法人さけ・ます資源管理センターの役員の報酬支給基準について

平成13年4月1日
13独さ第62号

改正 平成14年12月1日14独さ第510号

改正 平成15年11月1日15独さ第393号

改正 平成17年12月1日17独さ第334号

1. 支給基準において考慮すべき諸点

ア) 独立行政法人通則法第52条第3項の考慮事項

国家公務員の給与
民間企業の役員の報酬
各法人の業務の実績
各法人の中期計画における人件費の見積もり
その他の事情

イ) 上記諸点についての考え方

「国家公務員の給与」について
独立行政法人移行前の組織の場合に比べ、長及びその他の役員は、当該組織の業績に全面的に責任を負うこととなるため、職務が重責化する。

「民間企業の役員の報酬」について
民間企業等の役員の報酬等の水準等を考慮する。

「各法人の業務の実績」について
法人の業績の実績を反映したものとするよう配慮する。

「各法人の中期計画における人件費の見積もり」について
法人の業務の実施に支障を与えることのないよう、中期計画で見込まれた人件費の見積もりを考慮する。

「その他の事情」について
水産庁に所属する他の法人の役員の報酬を考慮する。

ウ) 各法人の業務実績を考慮した報酬の決定

毎年度の報酬額の決定の際に評価委員会による評価を勘案する。業績を反映した部分の給与は、前年度の報酬額の概ね+5%～-5%の範囲で変動させる。

エ) 非常勤役員の手当

業務の内容や責任を踏まえ、国家公務員の給与、他の法人における同種の業務を行う非常勤役員の報酬、想定勤務日数などを参酌して、報酬月額を決定する。

2. 支給基準について

各役員の報酬を定めるにあたり、額については上記諸点を考慮して決定する。

(常勤役員について)

理事長：国家公務員指定職4号程度の報酬(月額780,000円)

理事：国家公務員指定職2号程度の報酬(月額634,000円)

(非常勤役員について)

監事：月額16,300円